

平成 28 年 11 月 11 日

神戸港港湾審議会
会長 黒田 勝彦 様

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造



神戸港港湾計画（軽易な変更）について（諮問）

港湾法第 3 条の 3 第 3 項の規定に基づき、神戸港港湾計画の軽易な変更について、貴会の意見を求めます。

神戸港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

平成 28 年 12 月

神戸港港湾管理者

神戸市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成17年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成18年 2月 交通政策審議会第17回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成18年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成19年 3月 交通政策審議会第23回港湾分科会
- ・平成20年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成20年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成21年 11月 交通政策審議会第36回港湾分科会
- ・平成22年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 7月 交通政策審議会第38回港湾分科会
- ・平成22年 11月 神戸港港湾審議会
- ・平成22年 11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ・平成23年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 10月 神戸港港湾審議会
- ・平成23年 12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- ・平成25年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 2月 交通政策審議会第51回港湾分科会
- ・平成25年 3月 神戸港港湾審議会
- ・平成25年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 2月 神戸港港湾審議会
- ・平成26年 7月 神戸港港湾審議会
- ・平成27年 6月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 1月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 5月 神戸港港湾審議会
- ・平成28年 7月 交通政策審議会第64回港湾分科会

の議を経た神戸港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全	2
1 港湾環境整備施設計画	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3
2 海浜計画	4

変更理由

須磨地区において、親水性を有する快適な空間を整備し、須磨海岸の魅力向上させ、にぎわいを創出するとともに健全化を進めるため、港湾環境整備施設計画、土地利用計画及び海浜計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

須磨地区において、親水性を有する快適な空間を整備し、須磨海岸の魅力を上させ、にぎわいを創出するとともに健全化を進めるため、海浜及び緑地を次のとおり計画する。

須磨地区

海浜 1,770m [新規計画]

緑地 9ha [新規計画]

土地造成及び土地利用計画

1 土地利用計画

須磨地区において、土地利用計画を次のとおり計画する。

(単位:ha)

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	緑地	合計
須磨地区	(1) 1	(5) 5	(3) 3	(9) 9	(17) 17

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

2 海浜計画

須磨地区において、海浜計画を次のとおり計画する。

(単位：m)

地区名 \ 用途	海 浜
須 磨 地 区	(1,770) 1,770
合 計	(1,770) 1,770

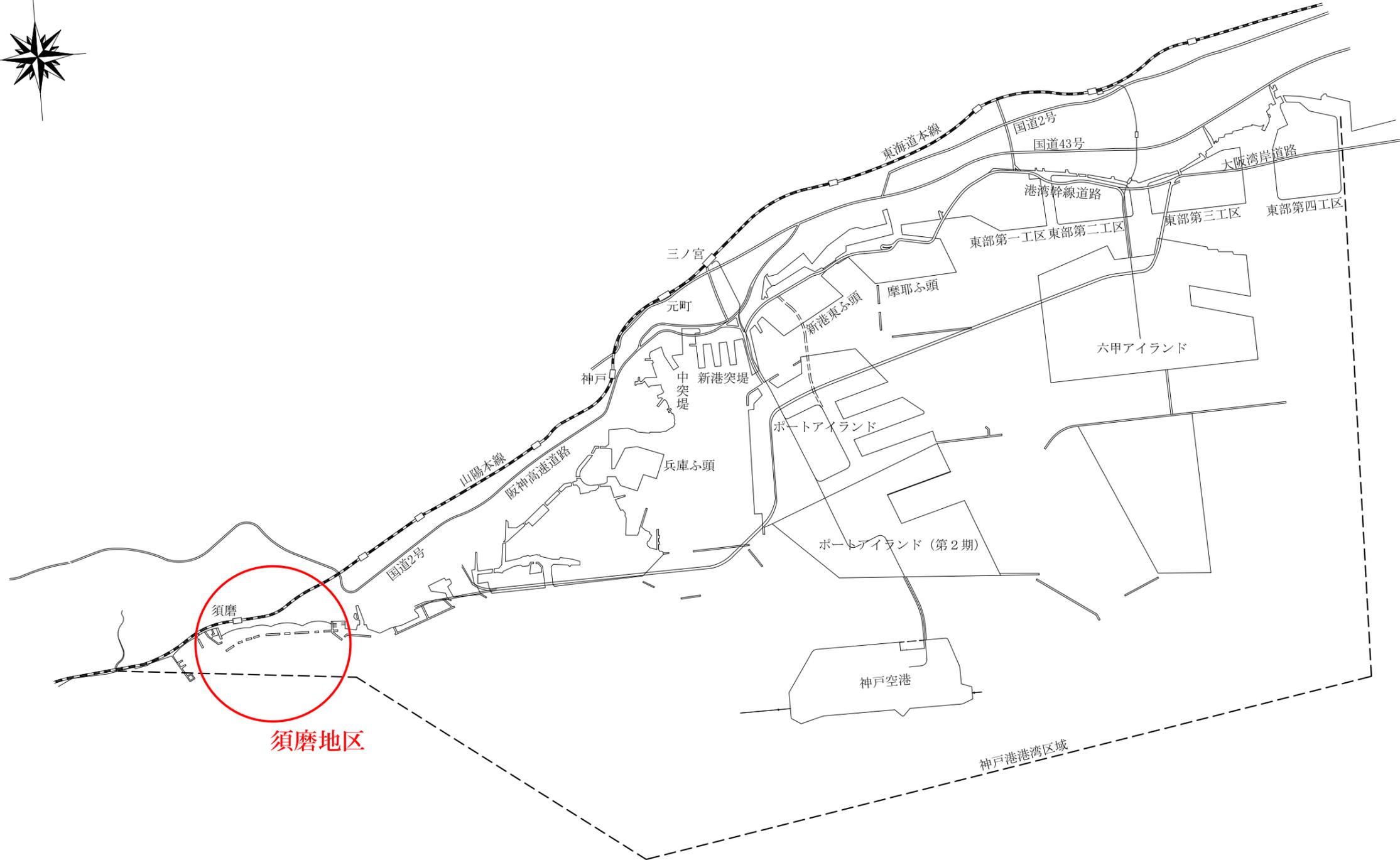
注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

既定計画

(単位：m)

地区名 \ 用途	その他海浜
須 磨 地 区	1,770
合 計	1,770

神戸港港湾計画位置図 S=1/70,000



凡 例	
	計画変更箇所

神戸港港湾計画図(案)

神戸港港湾計画資料(案)

— 軽易な変更 —

平成 28 年 12 月

神戸港港湾管理者

神戸市

目 次

1. 変更理由	1
2. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料	2
2-1. 港湾環境整備施設計画	2
3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料	3
3-1 土地利用計画	3
3-2 海浜計画	4
4. 環境の保全に関する資料	5
5. その他の資料	6
5-1 関係機関との調整	6
5-2 地方港湾審議会委員名簿	7

1. 変 更 理 由

須磨地区において、親水性を有する快適な空間を整備し、須磨海岸の魅力向上させ、にぎわいを創出するとともに健全化を進めるため、港湾環境整備施設計画、土地利用計画及び海浜計画を変更する。

2. 港湾の環境の整備及び保全に関する資料

2-1 港湾環境整備施設計画

須磨地区において、親水性を有する快適な空間を整備し、須磨海岸の魅力向上させ、にぎわいを創出するとともに健全化を進めるため、港湾環境整備施設について次のとおり計画する。

表2-1-1 港湾環境整備施設計画

No.	地区名	名称	規模	備考
1	須磨地区	海浜	1,770m	新規計画
2		緑地	9.1ha	新規計画

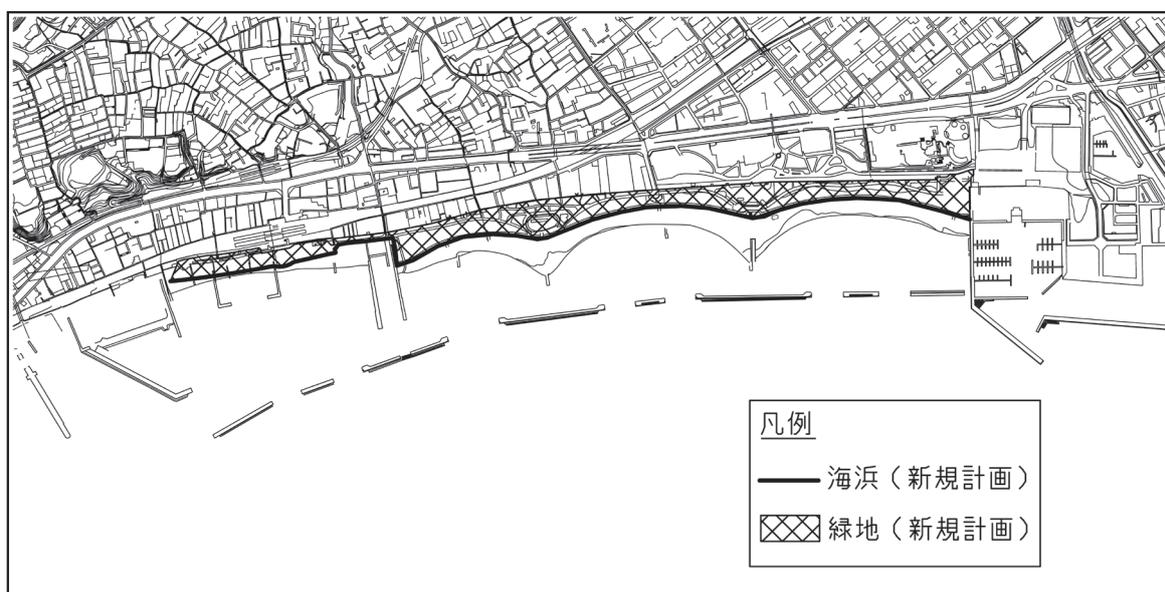


図2-1-1 須磨地区港湾環境整備施設位置図

3. 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1 土地利用計画

須磨地区において、次のとおり土地利用計画を変更する。

表3-1-1 変更後の土地利用計画

(単位:ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	緑地	合計
須磨地区	(0.5)	(5.3)	(2.5)	(9.1)	(17.4)
	0.5	5.3	2.5	9.1	17.4

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

表3-1-2 変更前の土地利用計画

(単位:ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	交流厚生用地	緑地	合計
須磨地区	(0.5)	(5.3)	(2.5)		(8.3)
	0.5	5.3	2.5		8.3

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回変更に係る地区についてのみ記述した。

3-2 海浜計画

須磨地区において、海岸保全に加え、良好な港湾の環境の形成を図るため、海浜計画を次のとおり計画する。

表3-2-1 変更後の海浜計画

(単位：m)

地区名 \ 用途	海浜
須磨地区	(1,770) 1,770
合計	(1,770) 1,770

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

表3-2-2 変更前の海浜計画

(単位：m)

地区名 \ 用途	その他海浜
須磨地区	(1,770) 1,770
合計	(1,770) 1,770

注1) ()内は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する海浜計画で内数である。

4. 環境の保全に関する資料

今回の計画変更に伴う新たな負荷は想定されないことから、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、計画の実施にあたっては、工法、工期等について十分検討し、十分な監視体制の下、環境に与える影響を小さくするよう慎重に行うものとする。

5. その他の資料

5-1 関係機関との調整

別紙参照

5-2 地方港湾審議会委員名簿

神戸港港湾審議会 計画部会委員名簿

順不同

区分	氏名	役職名	備考
部会長	竹 林 幹 雄	神戸大学大学院海事科学研究科教授	
委 員	井 上 欣 三	神戸大学名誉教授	
	川 島 毅	一般財団法人沿岸技術研究センター顧問	
	金 子 彰	東洋大学国際共生社会研究センター客員研究員	
	平 井 真 千 子	神戸市会議員	
	沖 久 正 留	神戸市会議員	
	内 藤 忠 顕	日本郵船株式会社 代表取締役社長	
	鴨 頭 明 人	全日本海員組合関西地方支部長	
	池 田 豊 人	近畿地方整備局長	
	近 藤 悦 広	阪神港長	

関係機関との調整